

令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託契約書（案）

警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）と 受託者（以下「乙」という。）とは、巡回健診及び特定保健指導（以下「健診等」という。）の実施に関して、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、健診等を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙1「仕様書」及び別紙2「健診等内容表」のとおりとする。

2 乙は、巡回健診において、健診終了からおおむね1か月以内に健診結果通知書を作成し、受診した者に通知するものとする。

なお、通知に当たっては、健診結果通知書と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

3 健診等の実施結果については、乙が取りまとめ、甲へ送付する。

（対象者）

第3条 乙が行う巡回健診の対象者は、警察共済組合茨城県支部の組合員の被扶養者のうち、巡回健診実施時において40歳以上75歳未満の女性とする。

2 乙が行う特定保健指導の対象者は、警察共済組合茨城県支部の組合員の被扶養者のうち、特定保健指導実施時において40歳以上75歳未満の女性とする。

（契約期間）

第4条 委託期間は、この契約の締結日から令和7年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、乙が、前項の有効期間内に実施した巡回健診の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを有効期間とする。

（契約保証金）

※ 契約保証金が免除にならない場合

第5条 乙は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、乙が納付した契約保証金について、本契約履行後、直ちにこれを還付するものとする。

3 乙が乙の責めに帰すべき事由により本契約を履行しなかった場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金が免除になる場合

第5条 本契約に係る契約保証金は免除とする。

（委託料）

第6条 委託料は、別紙3「委託料内訳表」のとおりとする。

(委託料の請求)

第7条 乙は、巡回健診については受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3か月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、別紙3「委託料内訳表」に定める支払条件に基づく委託料に実施人員数を乗じて算出した金額を甲に請求するものとする。

2 乙は、特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を甲に請求するものとする。

3 甲は、利用者が特定保健指導の利用期間中に、警察共済組合茨城県支部の組合員の被扶養者としての資格を喪失したときは、乙に資格喪失を連絡することにより利用を停止する。この場合、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を乙に支払うものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めるときは、受理した月の翌月末日までに乙に請求額を支払うものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、甲が承諾した場合を除き、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 乙は、この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により業務の実施中に生じた事故及び損害については、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

(感染症等に対する対応)

第12条 乙は、健診等を実施する上で、感染症対策を十分に行うものとする。

2 委託期間中に感染症の感染拡大等に伴い委託業務の継続が困難となった場合は、当該業務の継続等について、甲乙協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランスについて」（平成29年4月14日個情第534号、医政発0414第6号、薬生発0414第1号、老発0414第1号）及び茨城県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 甲は、甲が必要と認めるときは、乙における委託業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の照会があった場合、速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、この場合において、生じた損害を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 甲は、この契約を解除した場合、契約解除までの業務実績に応じて、乙に委託料を支払うものとする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番地6  
警察共済組合茨城県支部長  
一 瀬 圭 一

乙 受託者

## 仕 様 書

本仕様書は、甲が乙に委託する令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託の内容について定める。

## 1 件名

令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託 一式

## 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、特定保健指導については、委託期間内に実施した巡回健診の結果に基づく指導を行う対象者が、委託期間内に初回面談を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落による中途終了も含む。）する日までを委託期間とする。

## 3 委託業務内容

## (1) 巡回健診及び特定保健指導

厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び当該省令に基づく厚生労働省告示等に基づき実施すること。

## ア 案内資料の作成

巡回健診の実施に当たり、開催日時、健診会場、予約方法や受診のために必要な事項を分かりやすく記載した案内資料及び予約申込書（返信用ハガキによるものとし、予約申込書には組合員証番号及び希望する会場、日時、希望検査項目を記載する欄を設けるものとする。）を作成し、対象者分を印刷後、支部事務局が指定する場所へ納品すること。

## イ 巡回健診の実施

- (ア) 実施会場については、別表の基準のとおりとする。
- (イ) 予約の受付は、ハガキ、インターネット又は電話にて対応すること。
- (ウ) 厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び厚生労働省告示の規定に基づく特定健康診査を実施すること。
- (エ) 特定健康診査の報告形式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの仕様を満たした形式で報告すること。
- (オ) 巡回健診において、健診終了からおおむね1か月以内に健診結果通知書を作成し、受診した者に通知すること。

## ウ 特定保健指導の実施

- (ア) 初回面接は、対面形式又は情報通信技術を活用した遠隔面接により実施することとし、情報通信技術を活用した面接を実施する場合は実施会場の設置は要さない。
- (イ) 特定保健指導の課金については、完全従量制とする。従量単価については、令和6年3月「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」付属資料1-3：標準的な見積様式の例を参考にして積算すること。
- (ウ) 実施状況報告書等の作成については、次のとおりとする。
  - a 特定保健指導の保健指導報告書及びその他報告すべき事案の報告書を、定期的に作成すること。
  - b 受診者からの苦情及び特定保健指導実施中に問題が生じた場合には、速やかに報告すること。
  - c a及びbの報告書は、任意様式で作成することとし、FAXによる報告でも可とする。
- (エ) 特定保健指導支援計画及び実施報告書の作成

a 報告様式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの仕様を満たした形式で報告すること。

b 中途脱落した受診者については、判明している事項を記載し報告すること。

(2) がん検診の実施

巡回健診の受診者から希望があった場合、特定健康診査と同時にがん検診を行うものとする。検診項目については、「便潜血検査」、「胃部レントゲン検査」、「乳がん検査（超音波）」及び「子宮頸がん検査（自己採取）」とする。

(3) 健診督促（受診勧奨）

本業務の実施方法は、乙が原案を作成し、甲、乙、協議して決定する。

ア 乙は甲の定める期日に未受診者に健診受診を促す通知を行うものとする。

イ 乙は甲が作成した本業務の対象者データをもとに、通知を甲が指定する場所へ送付する。

ウ 本業務の実施は、甲が実施する特定健康診査の受診勧奨に限り行うものとする。

4 その他

(1) 厚生労働省告示「特定健康診査の外部委託に関する基準」及び「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

(2) 個人情報の保護に関する関係法令等を厳格に遵守すること。

(3) 支部事務局が主催する委託業務に関わる打ち合わせ等へ出席すること。

(4) 感染症の感染拡大等により巡回健診又は特定保健指導を延期又は中止せざるを得ない場合、その旨を受診予定者へ通知すること。

(5) この仕様書に明記されていない事項については、支部事務局と協議の上、実施すること。

## 実施会場基準

## 1 巡回健診

茨城県内を4地区（県北・県央・県南・県西）に分け、1地区につき、最低2会場設けるものとする。

なお、同一会場で日程を2回に分けて実施した場合も、2会場設けたものとみなす。

地区名	該当市町村	設置会場数
県北地区	北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、城里町、東海村、大子町	2会場以上
県央地区	水戸市、笠間市、鉾田市、小美玉市、石岡市、茨城町、大洗町	2会場以上
県南地区	土浦市、つくば市、かすみがうら市、行方市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、稲敷市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、つくばみらい市、守谷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村	2会場以上
県西地区	筑西市、桜川市、下妻市、常総市、坂東市、古河市、結城市、八千代町、境町、五霞町	2会場以上
合 計		8会場以上

## 2 特定保健指導

情報通信技術を活用した遠隔面接を実施しない場合は、初回面接実施会場を巡回健診の基準と同様に茨城県内に8会場以上設けること。

## 健診等内容表

区 分				
巡 回 健 診	基本健診	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）		
		自覚症状及び他覚症状の調査		
		身体測定	身長、体重、腹囲、体脂肪率	
		血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧	
		心電図検査		
		眼底検査		
		血液検査	肝機能、尿酸、腎機能、脂質代謝、糖代謝、貧血	
		尿検査	糖、蛋白	
	がん検診	便潜血検査		
		胃部レントゲン検査		
乳がん検査（超音波）				
子宮頸がん検査（自己採取）				
特 定 保 健 指 導	動機付け支援	<p>I 初回面接 2回に分割して実施するものとする。 1回目は、巡回検診で把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）を基に、保健指導に関する専門的知識を有する医者、保健師又は管理栄養士（以下「専門職」という。）が面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。 2回目は、全ての検査結果から医師が総合的な判断を行った上で、専門職が面接を行い、行動計画を完成させるものとする。 なお、面接は、対面形式又は情報通信技術を活用した遠隔面接とし、行動計画は、巡回検診において初回面接を実施した日から3か月以内に完成させるものとする。</p> <p>II 終了時評価 通信にて実績評価を実施する。</p>		
		初回面接	動機付け支援と同様に2回に分割して実施するものとし、対面形式又は情報通信技術を活用した遠隔面接による個別面接を実施する。	
	積極的支援	3か月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	通信（電子メール、電話、SNS等） 「標準的な健康・保健指導プログラム」 【令和6年度版】を参照
		終了時評価	通信（電子メール、電話、SNS等） アウトカム評価・プロセス評価	
その他	案内書及び申込書の作成及び発送、申込みの受付、問診票発送、会場設営			

## 委託料内訳表

区 分		1 人 当 たり 委 託 料 単 価 (消費税を含む。)	支 払 条 件
巡 回 検 診	基本健診	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施後に一括で支払う。</li> <li>・基本健診には心電図検査、眼底検査、尿検査を含む。</li> <li>・乳がん検査は超音波とし、子宮頸がん検査はHPV（自己採取）とする。</li> </ul>
	が	円	
	便潜血検査	円	
	ん	円	
	胃部レントゲン検査	円	
検	円		
診	円		
	乳がん検査	円	
	子宮頸がん検査	円	
特 定 保 健 指 導	動機付け支援	初回面接 1回のみ	円 全ての健診結果から特定保健指導の必要がないと認められた者
		初回面接 2回実施	円 ・初回面接終了後に左記金額の8/10を支払う。 ・残額は実績評価終了後に支払う。
	積極的支援	初回面接 1回のみ	円 全ての健診結果から特定保健指導の必要がないと認められた者
		初回面接 2回実施	円 ・初回面接終了後に左記金額の4/10を支払う。 ・残額は実績評価終了後に支払う。 ・脱落等により終了した場合は、左記金額の5/9に実施済みポイントの割合を乗じた額を支払う。 ※ 分母は180ポイントとする。
		SNS利 用費	円 SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した場合の加算
	そ の 他	案内費	円
諸経費		円	
健診督促費		円	未申込者への健診督促通知（ハガキ）を発出した場合に支払う。

※1 各回の支払額分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、送付料を含んだものとする。



## 個人情報取扱注意事項

### (基本事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に関わる業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する職員に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (収集の制限)

第3条 乙は、業務処理に関し、個人情報を収集する場合は、業務目的を達成するために必要最小の範囲で、適法かつ公正な方法により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾を受けた場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (資料等の返還等)

第6条 乙は、業務を処理するため、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は提供しなければならない。ただし、他の法令等による規定がある場合又は甲が別に指示した場合は、この限りではない。

### (複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ないで複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の制限)

第8条 乙は、業務を処理するに当たりその個人情報の取扱いは自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、この個人情報特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。